

書類の領事認証

日本、韓国、オーストラリア、ニュージーランド国内で作成され、モザンビーク国内の関係機関に提出して使用する書類は、書類発行国の外務省の認証印を取得後に当大使館領事部にて認証手続きを行う必要があります。モザンビークはハーグ条約加盟国ではありませんので、「外務省の認証印」はアポステイーユではなく、「公印確認」の取得をして下さい。

日本の外務省での手続きに関しては以下のリンク先情報等を参考にして下さい。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/page22_000548.html

https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/page22_000549.html

https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/page22_000608.html

公文書（犯罪歴証明書、戸籍謄本、教育機関や医療機関発行の書類など）

政府関係機関から発行された書類は、外務省領事サービス課にて認証印を取得することができます。認証印取得後は、当大使館にて認証手続きを行うことができます。

その他一般書類（委任状、宣言書など）

政府関係機関から発行されていない私文書は、日本の公証役場にて書類を公証し、その後書類作成国の外務省領事サービス課にて認証印を取得する必要があります。日本の公証役場での手続きに関しては、お近くの公証役場、法務局にてお問い合わせください。

当大使館にて、書類の認証手続きをご希望の際には、以下の書類を当大使館へ提出して下さい。

1. 認証を受けたい書類（原本、外務省領事サービス課の認証印を押されたもの）
2. 認証を受けたい書類のコピー一部
3. 認証手続き費用を振り込んだ際の振り込み明細書

- 認証手続き費用は一書類につき6000円です。
- 振込先はビザ申請費用の振込先と同じで、以下の通りです。

振込先：三菱 UFJ 銀行 虎ノ門支店（店番 041）

口座番号：2265306（普通口座）

口座名義人：EMBASSY OF THE REPUBLIC OF MOZAMBIQUE

申請から書類返却までに要する所領日数は、申請日当日を含めた3営業日を目安として下さい。

犯罪歴証明書

申請を希望するビザのカテゴリによっては、犯罪歴証明書の提出が必要です。犯罪歴証明書の発行国が日本、韓国、オーストラリア、ニュージーランドのいずれかの場合、それぞれの国の外務省領事サービス課より公印確認を取得したものを提出して下さい。それらには当大使館にて領事認証処理をいたしますので、料金が別途6000円掛かります。

一方、日本、韓国、オーストラリア、ニュージーランド以外の国発行の犯罪歴証明書の場合は、その国を領事管轄する別のモザンビーク大使館または領事館にて犯罪歴証明書に領事認証を受けてください。この場合は、当大使館への 6000 円の料金の支払いは不要です。

モザンビークに居住する予定の方は、国籍を有する国発行のものと過去に 1 年以上居住していた国発行の犯罪歴証明書のご用意と適切な認証手続きをして下さい。

モザンビーク入国後に入管にて行う長期滞在資格申請手続きの際には、犯罪歴証明書の提出が必要となります。入管に提出する時点で、犯罪歴証明書が取得から 90 日以内である様に、ビザの申請を含む全ての申請準備を行って下さい。